小平市教育委員会議事録(甲) ——4月定例会——

令和3年4月15日(木)

令和3年4月 教育委員会定例会(甲)

開 催 日 時 令和3年4月15日(木) 午後2時00分~午後4時10分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長

三町章 教育長職務代理者

山口有紀子 委員

丸山憲子 委員

青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長

国冨尊 教育指導担当部長兼指導課長

安部幸一郎 地域学習担当部長

市川裕之 教育総務課長

飯島健一 学務課長

中村和哉 教育施策推進担当課長

細村英男 地域学習支援課長

季高一成 中央公民館長

利光良平 中央図書館長

松長功二 学務課長補佐

吉田将人 指導課長補佐

松田 弦 指導主事

豊田剛志 指導主事

坊本朋久 指導主査

島田秀幸 文化スポーツ課長

小川 望 文化スポーツ課長補佐

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任

傍 聴 者 4名

午後2時00分 開会

(開会宣言)

〇古川教育長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

(署名委員)

〇古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町教育長職務代理者 及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項(13)及び(15)、議案第1号から第2号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

- 賛成者挙手-

〇古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。 それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

〇古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

(1) 小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(1)小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から4月14日(水)までに、市立小学校に勤務する教職員について、1名の感染が確認されました。濃厚接触者はおりませんので、学校では教育活動を継続しております。

新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりません。

なお、4月12日より、まん延防止等重点措置が東京都に対し適用されております。小平市では措置対象区域外ではございますが、東京都では日中を含めた不要不急の外出、移動自粛など、都内全域に要請を行っております。

学校におきましては、改めて基本的な感染症予防策の徹底及び教職員等の健康管理の徹底を図るなど、感染防止対策に努めてまいります。

〇古川教育長

次に、(2) 財政援助団体等監査の結果について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(2)財政援助団体等監査の結果についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

このたび、地域学習支援課が補助金を交付している小平市青少年対策地区委員会が、令和元年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行に関して、監査委員による監査を受けました

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一部の事務について、意 見・要望事項がございました。

今後は、このような意見・要望等を踏まえ、適切に事務処理を行ってまいります。

なお、今回の意見・要望事項に関する対応につきましては、改めて報告をさせていただきます。

〇古川教育長

次に、(3) 令和3年度小平市立小・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(3)令和3年度小平市立小・中学校の学級編制についてを報告いたします。 資料No.2をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、令和3年4月8日に、東京都教育委員会に学 級編制の届出をいたしました。

はじめに、学級編制の基礎となります令和3年4月7日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて1万156名で、前年度と比較しますと、通常の学級児童数が94名の増、特別支援学級の児童数は10名の減でございます。

中学校の生徒数は、特別支援学級の生徒を含めて4,210名で、前年度と比較しますと、通常の学級の生徒数は127名の増、特別支援学級の生徒数は増減なしでございます。

小学校の児童数及び中学校の生徒数ともに、前年度と比較して増加しております。 次に、学級編制についてでございます。

小学校の学級数は、通常学級が317学級、特別支援学級が23学級でございます。このほか、 通級指導学級が3学級でございます。前年度と比較しますと、通常学級が10学級の増、特別支 援学級は増減なしでした。

中学校の学級数は、通常学級が119学級、特別支援学級が11学級でございます。前年度と 比較しますと、通常学級が1学級の増、特別支援学級が1学級の減でございます。

なお、小学校につきましては、第1学年及び第2学年において、1学級の児童数を35人以下として、また中学校につきましては、第1学年において、1学級の生徒数を35人以下として学級編制を行っております。

〇古川教育長

次に、(4)「小平市特別支援学級等就学奨励事業実施要綱」の一部改正等について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(4)「小平市特別支援学級等就学奨励事業実施要綱」の一部改正等について報告いたします。資料No.3をご覧ください。

本件は、これまで一つの要綱で実施しておりました特別支援学級等就学奨励費支給事業、通学 バス運行事業及び脳波検査事業につきまして、令和3年4月1日付の教育委員会の組織改正に伴 い、事業ごとに3つの要綱に再編するために改正等を行ったものでございます。

小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱につきましては、要綱名及び第1条の目的を改正するとともに、通学バス運行事業及び脳波検査事業に係る条文を削除するほか、文言の修正を行いました。本事業は、引き続き、学務課にて実施しております。

また、通学バス運行事業及び脳波検査事業につきましては、新たに小平市特別支援学級等通学バス運行事業実施要綱及び小平市特別支援学級等脳波検査事業実施要綱を制定し、対象者や費用負担等を規定いたしました。本事業は、令和3年度から指導課及び教育施策推進担当課長にて実施しております。

なお、施行期日は、いずれも令和3年4月1日でございます。

〇古川教育長

次に、(5)令和3年度小平市立小・中学校移動教室の実施について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(5)令和3年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

小学校につきましては、第6学年が各学校別の実施予定表のとおり、5月10日から9月16日までの期間、2泊3日で実施を予定しております。宿泊場所は、昨年度に引き続き、群馬県利根郡片品村の尾瀬岩鞍リゾートホテルを利用いたします。

中学校につきましては、昨年度の実施が中止となったことを受け、第1学年及び第2学年が1月16日から2月10日までの期間、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。

小・中学校ともに、新型コロナウイルス感染症の流行状況を引き続き注視しながら、移動教室 の実施可否を判断してまいります。

〇古川教育長

次に、(6) 令和3年度教育課程について、説明をお願いいたします。

〇国冨教育指導担当部長

事務局報告事項(6)令和3年度教育課程についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

はじめに、1、教育課程(届)記載事項についてでございます。各学校が本市や東京都の教育施策に基づき、令和3年度の教育課程を編成するに当たって盛り込むべき内容を、12月の教育課程届出説明会において示しました。

各学校には、小平市教育振興基本計画を踏まえ、令和3年度の教育課程を編成するよう、指導・助言をしてまいりました。

次に、2、予定授業時数についてでございます。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を実施する関係で、45分または50分に満たない授業を実施する場合があるため、このような記載になっております。数値は、児童会・生徒会活動及び学校行事の時数は含まれておりません。次に、3、土曜授業日、学校公開日等一覧でございます。各校の土曜授業日、振替休業日、授業公開の有無、主な学校行事、また平日の学校公開日の日程について、それぞれ記載をしております。

今年度も、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の機会 を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるよう指導してまいります。

〇古川教育長

次に、(7) 令和3年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

〇安部地域学習担当部長

事務局報告事項(7)令和3年度小平市立公民館事業計画についてを報告いたします。資料No. 6をご覧ください。

本件は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、去る3月16日に開催されま した公民館運営審議会におきまして、ご確認をいただいたものでございます。

公民館では、本年度も学習活動を通じた市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点を目指し、全館において、様々な講座や講演会、音楽会、映画会などを開催し、市民が自主的に学習するきっかけづくりや地域の交流を支援するとともに、安全、安心及び快適に利用できる学習活動の場を提供してまいります。

資料の1ページに本事業計画の基本方針、続けて3ページまで15項目の推進事項を掲げております。3ページの中段以降、具体的な内容を記載し、それに基づき各事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、季高中央公民館長から説明させます。

〇季高中央公民館長

それでは、資料6、令和3年度小平市立公民館事業計画につきまして、お手元の資料によりご

説明いたします。

本事業計画につきましては、小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組及び公民館 の在り方の検討の検討結果を踏まえて策定したものでございます。

初めに、1ページの本事業計画の基本方針でございますが、小平市教育振興基本計画の教育目標の一つである「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」を達成するとともに、公民館の在り方検討に関する報告書で示した公民館に求められる役割を実現するために、公民館における学習活動を通してのコミュニティづくりや地域の課題への取組、解決に着眼した三つの方針を掲げてございます。

続きまして、推進事項でございますが、市民が事業の企画に参加する公民館事業企画委員会の円滑な運営を初め、地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座、子育て支援、ジュニア向け、シニア向けの各種講座の実施、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした国際理解の促進や学習活動の成果を発表する場、自由で安全な子どもの居場所の提供、なかまちテラス事業の実施など、15項目を掲げました。

そのうち、13番、新型コロナウイルス感染対策下における安全・安心な公民館運営につきましては、ガイドラインなどを踏まえた対策の下、参加者の安全・安心に配慮しながら事業を行ってまいります。

また、14、公共施設マネジメントにおける公民館と他施設との複合化に関する検討につきましては、中央公民館、小川西町公民館、花小金井北公民館のそれぞれの近隣施設との複合化に向けた事業の進捗状況に応じ、部屋の機能や運営体制などについて、関係部署と連携しながら検討してまいります。

15、集会施設等の利用者負担の見直しにつきましては、利用者団体のこれまでの活動が継続できるよう、利用する方の利便性も踏まえて検討してまいります。

続きまして、同じく3ページ中段以降の実施事業では、定期講座の開設や講演会、音楽会などの各種事業の実施、施設の利用提供などをお示ししております。定期講座につきましては、市民が事業の企画に参加する公民館事業企画委員会において、企画・検討された講座の案を基に実施いたします。

計画の最後のページに添付してあります令和3年度公民館定期講座等一覧表につきましては、 公民館ごとの定期講座や講演会、まつりなどのイベントを一覧にしてお示ししてございます。

〇古川教育長

次に、(8) 令和3年度小平市立図書館事業計画について、説明をお願いいたします。

〇安部地域学習担当部長

事務局報告事項(8)令和3年度小平市立図書館事業計画についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

本件は、小平市立図書館処務規定第7条第1項の規定に基づき、去る3月11日に開催された

図書館協議会におきまして、承認をいただいたものでございます。

図書館事業につきましては、本年度も市民の教養、調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス及び子どもの読書活動の推進等に取り組んでまいります。

資料の1、2ページに基本方針及び主な施策を8項目掲げております。また具体的には、3ページから記載しております実施事業による各事業を展開してまいります。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

〇利光中央図書館長

それでは、資料7、令和3年度小平市立図書館事業計画について報告いたします。

まず、1ページの基本方針では、小平市の中期実行プランと小平市教育振興計画を受けて、図書館に関する基本方針として8項目をまとめております。

一つとして、図書館資料の充実。

それから、(2) 歴史的資料の総合管理と提供体制の検討。こちらは公文書の管理に関する条例が制定されたことを受けて、中央図書館に担当を設けまして、歴史的に価値のある公文書を市民の皆様が利用しやすくなるよう取り組んでいくものでございます。

それから、(3) レファレンス機能の充実。こちらは様々なデータベースサービスやWi-Fiサービスの提供などを通じて利用者の調べものに対応してまいります。

それから、(4)子ども読書活動の推進。こちらは第4次子ども読書活動推進計画に基づき、活動を推進させてまいりました。現時点では、対面のおはなし会などが実施できないため、子ども向けの読書ノートを図書館窓口やインターネット上で配布をしたり、お勧め本などを記載した図書館子ども新聞などを配布しています。また、仲町図書館においては、昨年度末に作成いたしましたパンフレットを基に、なかまちテラスティーンズ委員会の活動を推進してまいります。

それから、(5) 学校図書館支援の充実。こちらは学校図書館支援を通じて、引き続き、学校 図書館の支援を行ってまいります。

それから、飛びまして(8)図書館機能の在り方の検討です。こちらは市の公共施設マネジメント計画や図書館協議会の提言などを受けて、将来の図書館機能についてまとめてまいります。

続いて、3ページから6ページを御覧ください。こちらは、先ほどの八つの基本方針に対応させて、実施事業といたしまして、同じ項目で8点を挙げております。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、昨年度に引き続き、感染対策を実施しながらの図書館運営を継続してまいりますが、昨年度1年間の経験を通じ、本の貸し借りといった基本的なサービスについては、対策を講じながら、ほぼ滞りなく提供できるようになってまいりました。しかしながら、おはなし会や講演会といった、人を集めて開催するサービスにつきましては、会場や人数の制約を受けながらの開催となってまいります。ただ、一部の事業につきましては、Zoomなどによるオンラインでの開催を予定しておりまして、新しいサービスの在り方を模索してまいります。

〇古川教育長

次に、(9) 小平市立図書館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

〇安部地域学習担当部長

事務局報告事項(9)小平市立図書館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

図書館の臨時休館は、所蔵している資料があるべき場所に収まっているかどうかを確認し、行 方不明の資料がないかを点検する蔵書点検のために実施するものです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、図書館職員が他部署へ応援に行っていたことなどから蔵書点検を実施いたしませんでしたが、令和3年度は、前年度に未実施であったことに加え、作業を行う職員が密にならないよう実施するため、例年より実施期間が1日から2日長くなっております。

臨時休館は、11の館及び分室を4つのグループに分け、6月7日月曜日から6月25日金曜日の間で4日間から7日間の日程で予定しております。

市民への広報につきましては、市報、市ホームページ、ポスター、チラシ等で周知をいたします。

〇古川教育長

次に、(10) 鈴木遺跡の国史跡指定の告示について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(10)鈴木遺跡の国史跡指定の告示についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

市内に所在する都内最大級の旧石器時代遺跡である鈴木遺跡について、平成25年度から国史 跡に指定する事業を進めてまいりましたが、令和3年3月26日に官報で告示され、指定の運び となりました。

詳細につきましては、島田文化スポーツ課長から説明させます。

〇島田文化スポーツ課長

このたび、鈴木遺跡が令和3年3月26日付官報(号外第70号)、文部科学省告示第44号にて国史跡に指定されましたご報告と、これまでの取組について、ご説明いたします。

鈴木遺跡は、市内の鈴木町一丁目、回田町、御幸町にまたがって分布する東京都内最大級の旧石器時代遺跡で、昭和49年の鈴木小学校の校舎建築・建設工事の際に、その存在が確認され、その後の発掘調査で、合計約12万点もの旧石器が出土し、平成24年度には、その範囲の一部が東京都史跡に指定されました。平成25年度から国史跡指定化を目指す事業に着手し、指定を受けるに必要な、鈴木遺跡が国史跡に値する学術的価値を有していることを示す説明資料の作成

と史跡指定できる土地の確保に取り組みました。

また、これまで鈴木遺跡で行われてきた発掘調査報告を7年かけて再整備し、新たな知見も加えてまとめ、鈴木遺跡発掘調査総括報告書を刊行いたしました。この報告書の刊行後は、令和2年4月から6月にかけて史跡指定を目指す範囲内の土地所有者に対し、史跡指定への同意の取付けを行い、同意が得られた土地と市保有地の該当範囲のリスト化をいたしました。

そして、令和2年7月には、先に刊行した総括報告書と史跡指定への土地所有者同意書などを添付し、文化庁に鈴木遺跡国史跡指定のための意見具申書を提出いたしました。具申を受けた文化庁は、令和2年10月の文化審議会へ国史跡指定に関する諮問を行い、審議の結果、翌11月には文化審議会から、鈴木遺跡を新たに国史跡に指定するのが妥当との答申が出されました。この答申を受けた文化庁は、令和3年3月26日付官報で、鈴木遺跡の国史跡指定について正式に告示しました。

現在、文化スポーツ課では、これを周知するための懸垂幕を作成し、小平市役所本庁舎正面玄 関前の壁面に掲げ、4月末日まで掲示しております。

また、本日配付しております鈴木遺跡の一般向け解説書、旧石器時代の鈴木遺跡解説書と児童向けリーフレット、鈴木遺跡探検マップの改訂発行やオリジナルクリアファイルも作成いたしましたので、活用しながら周知に努めてまいります。

今後の事業予定といたしましては、まず令和3年度、4年度の2カ年で国史跡の保存活用計画を策定いたします。令和5年度以降は、史跡指定地の中枢部に位置づけられている鈴木遺跡保存管理等用地の整備を進め、早ければ令和11年度から一般公開を目指して、設計・整備工事を実施してまいります。

〇古川教育長

次に、(11) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(11) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。 1は、液晶テレビ2台、テレビ台2台、撮影用LEDライト2式、石けん221個、石けんネット(10枚入り)20組を匿名希望の方より、小平第七小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、絵本19冊を匿名希望の方より、小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたもので ございます。

3は、オールアルミ指揮台、いわゆる朝礼台でございますが、1台を小平市立小平第九小学校 PTA様より、小平第九小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場を借りてお礼を申し上げます。

〇古川教育長

次に、(12) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(12)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。 今回報告いたします承認事業は、資料No.11のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

〇市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは3件でございます。 うち新規申請は1件でございまして、受付番号31番、家庭教育講座「子どものやる気にスイッ チオン!」です。公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会が主催する事業で、地域の保護者を対 象に、自己肯定感のある子どもを育てるための家庭の在り方や子どもの成長に合わせた対応の仕 方などをテーマとしたオンライン講座を開催するものです。

そのほかの2件は、例年承認しているものでございます。

〇古川教育長

次に、(14)令和2年度事故報告について、説明をお願いいたします。

〇国冨教育指導担当部長

事務局報告事項(14)令和2年度の事故報告についてを報告いたします。

令和2年度の1年間の交通事故、一般事故につきましては、資料No.13のとおりでございます。 概要につきまして、説明をいたします。

はじめに、交通事故でございますが、管理外を含め、合計人数は7人で、令和元年度と比較して3人増加いたしました。なお、7人の内訳は、小学校が5人、中学校が2人でございます。事故の内訳ですが、多いのが遵守事故で、小学校の管理下で2人、中学校の管理下で1人でございます。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は32人で、令和元年度と比較して6人増加いたしました。

なお、32人の内訳は、小学校25人、中学校7人でございます。

一般事故の傾向としましては、授業中の事故が最も多く15人で、次に休み時間・放課後等の 事故が9人となっております。

なお、過去5年間の推移をみますと、交通事故、一般事故は、おおむね減少傾向にありますが、 令和2年度は若干の増加となりました。

学校事故につきましては、児童・生徒が安全に生活できることを第一に考え、事故発生の未然 防止の徹底を図ること、事故後の対応を迅速・適切に行うこと、教育委員会への第一報の連絡と 事故報告書の提出を着実に行うことなどの指示を校長会議や生活指導主任会等において徹底し、 学校に対する指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、警察などの関係機関と連携し、事故防止等に努め、安全教育を推進してまいります。

〇古川教育長

ありがとうございました。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〇山口委員

事務局報告事項(1)新型コロナウイルス感染についての要望です。先月から、教職員の感染が1名ということで、学校でもクラスターは発生していないですし、先生方も意識を高く持ってくださって、感染は抑えられているものと思います。

今年度は、ウィズコロナということで、運動会や学校行事、水泳の授業など、様々な活動が再開になる方向だと認識しています。来月には、移動教室や中学校の運動会が始まりますが、今の状況から今月末の状況が、予測できないところに来ています。

学校においては、感染を広げないことはもちろん大事なのですが、さらに次の段階で、感染が校内で広がってしまった場合どうするのか。行事がなくなった場合、去年はなくなってしまったということで終わっていますが、今年度はもう失われた学習機会をどうしていくのか、クラスで感染者が何名も出た場合、遅れた授業をどうするのかなど、感染が広がった場合の先を読んだ対策が必要だと思います。先を読んだ対策を学校側にどんどん示してもらわないと、保護者も安心して通わせられません。感染が広がった場合、地域や保護者に納得してもらえるような説明や教育活動を各学校にはぜひお願いしたいと思います。これが、コロナウイルス感染対策についての要望です。

次に、資料No.4の移動教室の実施の件で質問です。一番早い移動教室が来月の10日からの予定で、連休明けてすぐです。こちらは今の状況的に、実施が厳しいと思われますが、中止ということは今想定していますでしょうか。もし中止・延期となった場合、いつの時点で中止・延期を判断するのか。またいつ保護者にお知らせできるのか、分かっている範囲で教えていただけますでしょうか。

〇古川教育長

では、5月10日からの移動教室について、中止の判断をしているのかどうか。また、すると したらいつの時点なのかということでよろしいですか。現時点で。

〇松長学務課長補佐

小学校の移動教室につきましては、現時点においては、行くことを前提として準備を進めているところでございます。ただ、感染が広がっている状況なので、延期のキャンセル料等発生なく

できるという確認をしているところで、最終的には連休明けに決定をしていきたいと考えております。

〇古川教育長

山口委員、よろしいですか。現在のところは実施予定。

〇山口委員

連休明けに判断ということもあるのですね。

〇松長学務課長補佐

東京都の要請等ない限りは、連休明けにおおむね決定をしたいと考えております。

〇山口委員

ありがとうございます。連休明けの判断となると、10日とか12日に出発される学校は、直前で「行かない」という形になるということでしょうか。

〇飯島学務課長

連休明けより前にまん延防止措置や緊急事態宣言が出れば、その時点で判断をしてまいります。 そのような措置等が出ずに、今の状況が続いていて、最終的な判断をするのが連休明けというこ とで、その時点で、感染者が急激に伸びてきたなどがあれば、前日、前々日の判断もあり得ると 考えております。

〇山口委員

ありがとうございました。直前、ぎりぎりまで状況を注視して、できるだけ実行していただけるという形でお願いできればと思うのですが、キャンセルの判断をする際はその過程を、ぜひ細かく保護者にも発信していただきたいと思います。そういった過程を事務局の皆さんで共有していただいているのは当然なのですが、決定まで保護者のほうに何も情報が下りてこないと、準備もできませんし、子どもたちも、急にキャンセルとなると喪失感も大きいと思います。情報や過程は逐一、細かく発信していただければと思います。

〇古川教育長

では、ほかの委員の方、いかがでしょう。

〇青木委員

同じく、資料No.4の移動教室のところで質問です。小学校のほうは2泊3日を予定して、1校 ずつ重ならないような予定を立てられていますけれども、中学校のほうの日程を見ますと、短期 間にたくさんの学校が行くということで重なっていますが、施設の方はかなり大きくて、感染対策が十分に取れているということで、複数の学校が一度に行くことが可能なのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

〇飯島学務課長

中学校は、スキー教室で、菅平に行くわけですけれども、宿泊場所は各校ばらばらになります。 一つの大きなホテルに2校も3校も入るということではなく、一つの施設に1校という形で宿泊 場所は各校ごととなります。

〇青木委員

ありがとうございます。昨年度、小学生は全学校が行って、感染対策が大体こんなふうにすればいいというのが分かっております。それも参考にして、中学校のほうも密を避けたり、いろいろな方法がとれると思いますので、感染対策をしっかりして行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇三町教育長職務代理者

移動教室と、先ほどの山口委員からの質問に対する説明についての確認ですけども、状況によって判断するとおっしゃっていますが、事実上は今、まん延防止措置の中に入っています。それは連休先まであり、基本的には措置されている最中でも、移動教室に行くという判断なわけですから、例えば感染者が増えていっても、都の措置とかが変わらなければ行くということで理解していいのですか。そこが曖昧で、例えば市教委なりが独自に判断して、ちょっと危ないからやめましょうということではないと思うのです。必ずガイドラインが都から出たり、あるいは市の対策会議等の方針が出て、初めてやれるということだと思うのです。そうすると、そんな直前になって連休も入っている中で、できるかなと。正直、今の回答については、ちょっと疑問を持っているのです。基本的にはやるという前提だというふうに受け止めていいならば、そう言っていただいたほうが私はありがたいと思います。そして、国や都、新たな施策なり方針が出たら、その段階で急であっても変えるという、そうやるのではないかなと私は思ったのですけども、いかがなのでしょうか。

〇飯島学務課長

まん延防止措置につきましては、近くで対象となっている自治体もありますが、現時点では小平市は対象外となっております。また、行き先の日光や尾瀬岩倉も対象外となっております。小平市と行先、両方措置の対象外ということで、現時点では実施を考えております。まん延防止措置など、小平市も含めて対象となったときには、措置内容などを踏まえて中止や延期の判断をしていくことを考えているところでございます。

〇古川教育長

三町教育長職務代理者、よろしいですか。

〇三町教育長職務代理者

結構です。納得しました。

〇古川教育長

丸山委員、移動教室関係で何かございますか。よろしいですか。 では、それ以外のことでご質問、ご意見等ありましたら。

〇青木委員

資料No.5の教育課程について質問があります。そちらの3番の土曜授業日と学校公開日の一覧表があるのですけど、各校の予定が出ております。昨年度、ほとんどの学校の公開がなく、保護者の方も子どもの様子などが見られない状態が続いたと思いますので、今年、こうして公開を予定していただけているというのは、保護者にとってもうれしいことだと思います。しかし、学校によって差があるような気がしまして、例えば一小は、公開というところに丸が少ないです。ほかの学校はこれだけ公開できている。いろいろな対策が取れると思いますので、なるべく周りの学校と合わせて、感染対策がこういうふうにできるということで、同じような形で公開していただけると、同じ市内ですので、保護者の方々も子どもたちの様子が見られていいのではないかと思いました。

あと、展覧会に公開の丸がついているところとついていないところがあるのですけれど、展覧会も見られたらいいなというのが保護者の気持ちだと思うのです。丸をつけている学校は何かの対策を考えて公開しようという方法があると思うので、そういう方法を先生方、学校間でも情報共有しながら、なるべく多くのものを公開できる、そういう対策の方法を考えていっていただけるといいと思いました。

この公開日について、できればほかの学校の情報を得ながら、なるべく多くの公開を設けていっていただけるといいと思うのですけれど、公開しない理由があるのかが疑問です。

〇古川教育長

これは土曜授業日を公開するかどうかではなくて、またほかの行事とか学習活動については、それぞれの学校で計画していると思うのですが、それも含めてということですか。

〇青木委員

そうです。親への公開の回数です。実際、これだけを見ると、一小だけが公開の回数が少なく 感じてしまうのです。もし、平日なり、ほかの何かの場面で子どもの授業を参観できる日があれ ばいいのですけど、ほかの学校と比べて少ない理由があったり、何かほかに代わるものがあるの であればいいのです。やはり市内ですので、同じように周りの学校と感染対策方法を考えて、回数をそろえていただくほうがいいかと思うのです。もし何か理由があれば、それを教えていただきたいなと思います。

〇松田指導主事

公開日についてでございますが、まず小平第一小学校のところでございますが、左側の土曜授業日に関しては、10月2日の運動会ということでございますが、全学校、右側の平日の学校公開日を設定しておりますので、こちらの日数のほうで土曜授業日を含めまして、各学期1回以上及び年間5日以上設定することとするというところでお願いしております。

2点目の展覧会に学校公開の丸がついていないというところでございますが、こちらは授業公開はいたしませんが、展覧会は公開するというところで学校よりお聞きしております。

〇古川教育長

今、各学期1日、年間5回という話で、一小を見ると、土曜日1日、平日2日、そうなると3日しか書いていないのではないですかというのが質問だと思うのですが。

〇松田指導主事

失礼いたしました。こちら、第一小学校に再度確認いたします。

〇古川教育長

では、5日ということは生きているわけですね。

〇松田指導主事

はい。

〇古川教育長

分かりました。青木委員、よろしいでしょうか。

〇青木委員

はい、ありがとうございます。

〇国冨教育指導担当部長

申し訳ございません。資料に不備がございまして、一小につきましては、11月13日の道徳 授業地区公開講座が公開日の扱いになります。

それから、裏面の小平第二中学校につきましても、運動会の記載が抜けておりますので、改めてきちんと記載したもので御報告いたします。申し訳ありませんでした。

〇古川教育長

小平第二中学校に関しては、学年ごとに運動会を公開するとなっていたと思うのです。それで 日にちがまだ書かれていないのだと思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

〇青木委員

はい、ありがとうございます。

〇丸山委員

7番目の公民館事業計画について、質問です。6ページの6番、視聴覚教育事業において、視聴覚ライブラリーとあるのですけど、不勉強で教えていただきたいです。ライブラリーというのは、図書館の視聴覚資料とはまた違うのでしょうか。独自で公民館で視聴覚ライブラリーというのがあるのか、教えてください。

〇古川教育長

6ページの6番、視聴覚教育事業のことについて。

〇季高中央公民館長

視聴覚ライブラリーでございますけれども、公民館におきましては、視聴覚教育事業として映画会などを実施しております。16ミリのフイルムですとかDVD、そういったものを公民館において確保しており、これらの事業について、視聴覚ライブラリーと称しております。図書館とはまた別に、事業を展開しているところでございます。

〇丸山委員

ありがとうございました。視聴覚ライブラリーということで、そういう普及活動をされている ということを知りました。意見としては、このコロナ禍において、生涯学習施設をより安全で安 心して使うことで、心のゆとりというのが生まれると思うので、ぜひ対策をきちんとして、積極 的な活動をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、図書館についての質問ですけれども、例えば読書室であるとか、図書館の中の座席の利用とか、コロナ以前においても、土日というのは、結構人が多くて使えないことが多く、さらにコロナ禍においては、座席数を少なくして間隔をとっていると思うので、さらに少なくなっていると思いますが、現在の利用状況というのはどうなのでしょうか。

〇利光中央図書館長

図書館の閲覧席の状況というところでございますけれども、今委員がおっしゃられましたよう に、特に土曜日とか日曜日、祝日、あるいは小・中学校の春休みとか夏休みといった期間といっ たときには、かなり利用が多い状況になっております。図書館といたしましても、なるべくそう いった利用に応えていくために、座席の間にパネルや板を置いたり、どうしてもそういうことができない場合においては、間隔を空けたりすることで、少しずつですけれども、席数を回復させているところでございます。今後も、各館におきまして、利用状況に合わせて席を回復させていきたいと考えております。

〇丸山委員

ありがとうございます。やはり、これもコロナ禍において、自宅でずっとこもっている方が気 分転換も兼ねて図書館へというのも、きっと多いと思いますし、子どもとか学生とかの図書館利 用というのも、ぜひ多く活用していただきたいと思います。ほかの市では予約制とか規制とかも あって、利用者としては大変だなと思うので、ぜひ工夫をして確保、席をなるべく多く開放して いただきたいと思います。

〇三町教育長職務代理者

先ほどの財政援助団体等監査の結果についてというところの説明の中では、意見・要望事項については改めてということで、何も具体的なことを触れていただいていないのですけども、これだとどういうことがあったのか疑問に思ってしまいます。これを読む限りでは、団体のほうは問題なく、所管のほうの執行の仕方が問題だったというようなことが書かれているように理解しました。アについては、そうなのかと。イについては、例えば青少年対策地区委員会が何か事業収入が出されていないから、もともと考えていなかったけど、そういうものを考えるようにというような指摘なのか。指摘内容が分からないので、それについてだけは教えていただきたいです。具体的にどういう指摘があるのか。それについての検討結果は、またいずれということなので。まず、1点目です。

〇古川教育長

後日説明ということだったのですが、今日、説明できる範囲で説明してください。

〇細村地域学習支援課長

監査の意見・要望事項の件でございますけれども、アの部分につきましては、青少対から提出 されました実績報告の補助対象事業費の部分で、見る部分を誤っていた小学校が2校分あったと いうことでございます。

次のイに関しましては、バザーでの売上げですとか、廃品回収で集めたものの換金をしてということで、事業の収入がある活動でございます。そういったものを各青少対の捉えで事業経費を減らしたり含めたりというところがありまして、各青少対の捉えが曖昧でありましたので、今後そこをはっきりさせて周知していくようにというご意見をいただいたところでございます。

〇三町教育長職務代理者

教育課程についての部分です。まず、大きく1点目については、届けの記載事項に関わってということ、2点目は時数に関わること、3点目は先ほどの公開日に関係すること、それぞれ1点ずつお聞きします。

まず、確認ですけども、教育課程の記載事項というのは、ここに書いてあることについて具体的に各学校に示すよう指示をして、それが全校でこの項目について載っているという理解でよろしいのでしょうか。全校の記載を確認し、丸がついている項目について全部入っているということで。

〇松田指導主事

全校で確認しております。

〇三町教育長職務代理者

では、具体的にこの項目を読むと、この項目だけでもある程度、教育課程(届)に近いものになっているのですが、幾つもあるので全部挙げると大変なので、例えば2の指導の重点のイ、道徳科、教育活動全体を通して道徳教育を行う上で、児童・生徒の実態を踏まえて、特に指導の重点とする事項と書かれています。ここは学校によって特色が出ると思ったのですが、そういうものの分析があれば教えてほしいです。つまり、一段学校として落とし込んだ内容です。学校に求めているものについては、例えば、何々小学校ではこういう道徳性を高めるためにやっていきますよというような重点が明確になっているなど、そういうのを教えて欲しいです。今分かるなら、一例でも結構です。それ以外にも、こういう特徴が学校によってありますよということがあると、ここで報告いただいたことの意味があると思います。このままのものをいただいても、要は事務局のほうで「こういうことを書きなさい」という項目を出しましたということなので、ちょっと資料として残念です。そのほかにも、例えば具体的な方策とか、幾つか出ていますよ。学校によって、そういうところをもっと具体的に示してくださいということを訴えて書かれていると思うので、ぜひそういうところが明確になるようにしていかなければいけないものと考えています。

それから、予定時数については、私が教育委員になってからずっと言い続けている項目です。 大分変わってきたなとは思っているのですけども、小平市の場合はお聞きしたところ、標準時数 プラス20を確保しなさいという指導をずっとされてきていたということで、正直言って、プラ ス20がそろっている状態の届出が圧倒的に多かったと私は記憶しております。それは実態と違 うのではないかなと。各学校が工夫して、時間を考えて教育課程を編成している。だったら、当 然変わっていなければおかしいのではないかなというのが私の考えで、ずっとお話ししていまし た。大分そういう形で学校にもご指導いただいてきているとは思っているのですが、それでもや はり、何となくちょっとというのがまだ感じられます。例えば、中学校では、明らかに六中は、 各学年ぴったりプラス20で、こういうことは予定だからと言われても、計画をした中でこれだ けの総時数がぴったり出てくるとは思えません。あるいは、例えば十小は、明らかに高学年はプ ラス20、中学年はプラス25というような、何かそういうのを校内で決めてやっているのか。 指導、確保ではそうしているのかわかりませんが、何か意図的でもってそうしよう、もうそれでいこう、というような印象があるものですから、そこはできるだけご指導いただいて、自分たちの学校の教育課程を考えながら、こういうところは授業カットしてこうしましょうと、そういう考えで編成した結果としての授業時数が示されるよう、ぜひこれも今後ご指導をしっかりとしていただきたいと思います。

それから、3点目の公開、あるいは土曜授業に関わってですけども、自分は理解しているつもりで見ていたのですが、1校だけどうも分からないのは、九小です。土曜授業日の振り替えを月曜日にとり、休みにしています。この意味がよく分からない。ただの土曜公開であれば、振り替えをしなくても子どもの健康上の問題はないから、普通は振り替えをしないのが当たり前で、今の常識かなと思っているのですけれども。ほかの学校を見ると、そういうふうに普通に土曜日を振り替えなしで公開しているのに、なぜ九小は振り替えされているのかが非常に疑問です。どういうことでそうされているのか分かれば教えてください。

教育課程の1点目については、道徳に関しての特徴があればということです。2点目は要望、 今後もご指導いただきたい。3点目は質問です。

〇松田指導主事

1点目の道徳教育の各校の特色についてでございますが、例えば第二小学校ですと、学校の重点目標として、「思いやりのある子の実現」を教育課程に位置付けております。また、第二中学校では、「挨拶や礼儀の指導を通して他者への敬意を身につけさせ、人権尊重の精神を育てる」、また「公正な精神を体得し、正義を追求する心や前向きに生きようとする心を育てる」を学校としての重点目標として掲げております。

〇古川教育長

では、授業公開のほう。

〇豊田指導主事

第九小学校が、通常の授業における公開日を振り替える理由でございますが、2点ございます。 1点目が余剰時数20時間程度ということで教育委員会から示し、そこの余剰時数が十分に確保できるという観点から、月曜日に振り替えを行い、授業時数を調整しているということでございます。

2点目は、働き方改革という観点でも、きちんと教員に休業を取らせるという学校長の判断の下、このようにしております。

〇三町教育長職務代理者

分かりました。結構だと思いますけども、今の時代にそれでいいのかなと疑問はもちます。逆

に授業については余剰があればその分もきちんと確保するほうが大切で、できるのであれば、他 の学校と同様に土曜日授業をやれるような環境であればやって、より内容を充実していただいた ほうがいいかなという、これは感想です。また、働き方改革の観点からは教員には当然、振替休日があたえられるので問題ないと思います。九小の校長の考えをどうこう言うつもりはありません。分かりました。

〇古川教育長

では、先ほどの第2点目、時数について、六中、十小に関しては、引き続き、ご指導よろしく お願いいたします。

〇三町教育長職務代理者

公民館と図書館の事業計画を見させていただきました。それぞれコロナ対策ということも書いていただいて、ありがたいなと思っています。できるだけ、例えば公民館でいえば、先ほどの3ページの13番、利用者が活動を継続できるよう支援するというこの言葉は、大変ある意味で重たいのではないかと思います。現実には、自粛してもうそのまま活動がなくなってしまうような場合もある。そういう意味で、できるように支援しますというのは、積極的に団体の方に何か活動の可能性をアピールできるようなことをされるのか。活動してくださいよというような働きかけができることがないのかなというのは、非常に期待したいところです。活動を諦めてしまうようなことがないような、そういう意味でのアンテナを高くするようなことというのを考えていらっしゃるのかなというのが公民館に関わるところです。

それから、もう一つ公民館について、スマホあるいはZoomという講座が具体的に挙がってきているのですが、全館でやってはいないように思うのです。これは、やはりこのご時世だから、何とかして全館で、しかも先ほどお聞きしたら、非常にニーズが多いという、だから定員で参加者を切っているという話も何か聞いたようなことがあるのですが、ニーズも多いのであれば回数を増やすとか、何かそんな方法を具体的に考えていらっしゃるのかどうかを教えていただきたいと思っています。

それから、公民館・図書館ともに計画書の書き方についてです。大変良くなったなと思っているのです。同じ教育委員会が出している事務局の資料として、以前は項立てや表現が違うというのが多々あったので、そういう意味では、本当に分かりやすくなっており、両者の努力が出ているなということでありました。

そういう意味からすると、もう一歩踏み込んだらいいなと思ったのは、例えば公民館は基本方針、推進事項、それに対して、図書館は基本方針で、大きくは実施事業ということで、推進事項の部分の表現が、図書館のほうが変わっている。図書館でいうと、基本方針の中の1ページ目で基本方針の次に、「これらの計画に基づき、主な施策を次のように定めました」といって、1、2、3、4、5、6、7、8と書いて、それから実施事業になっています。これなどは、公民館に合わせるならば、主な施策を次のように定めますというのは、推進事項と項に立てても同じな

のではないかなと、私は思ったのです。そうすると、ほぼ本当にしっかりした形のものができるなと期待しているので、ぜひ検討いただけたらと思います。

〇季高中央公民館長

市民の皆様へのご案内や働きかけでございますが、今のところ具体的なものはございませんが、 市民の皆様から使えるようにしてほしいというご要望をたくさんいただいておりますので、それ を積極的に受け止められるように努めてまいりたいと考えております。

2点目にスマホやZoomについてご指摘をいただきましたが、昨年の12月議会におきまして、公民館のZoomのライセンスを1本、補正でお認めいただきまして、年度末から試験的に使用開始いたしました。今年度、その使用回数を増やし、公民館職員のスキルアップと、利用者等の方との連携を深めていきながら、こういった講座の開催につなげていきたいと考えております。今年度は研究期間と考えつつも、なるべくその回数を増やせるように努めてまいりたいと思います。

それから、3点目の資料の書き方につきましては、公民館と図書館、すり合わせに努めてまいりたいと存じます。

〇古川教育長

では、ほかにございませんでしょうか。

〇丸山委員

小平市の鈴木遺跡が国指定になったということで、やっと告示が出て、大変喜ばしく、個人的にもうれしいです。50年弱の間の50冊以上のこれまでの調査報告書をまとめて、昨年、総括報告書というのを出されて、そういうのがあったからこそ、本当に今回の国指定化が認められたということで、学芸員の方を初め、関係の人の努力の賜物であるなと、本当に思います。

もちろん喜ばしいことですけど、これを機に、さらに鈴木遺跡の周知であるとか、私たちの街に旧石器時代から人がいたということをみんなに知ってもらうというのが重要になってくると思います。これからの公園をはじめとした活用というのが重要ですけども、実際に、例えば小学校とか中学校とか、公民館等の関係したところで国指定化についてのイベントであるとか、行事などはこれから行う予定はあるのでしょうか。教えてください。

〇小川文化スポーツ課長補佐

まず、探検マップにつきましては、連休明けから5月中をめどに各学級の人数を確認した上で、 全小学生に1枚ずつ配付する予定で印刷したものでございますので、資料館での配布とは別に、 市内小学生全員に見ていただけるのではないかと思っています。

イベント系のものにつきましては、コロナの状況が不確かなところで、あまり人を集めてやる というものについては、セレモニーを含めて見送らざるを得なかったというのが現状でございま す。現在、中央図書館の2階のギャラリーで展示会をやっております。ほかの公民館等からも、 自分のところでやってほしいという要望もありますので、巡回展というと大げさですけれども、 何かそういう形で市内の公共施設を借りまして、展示をして遺跡があったということと、遺跡の 価値の周知に努めていきたいと思います。

またコロナが収束して、ある程度落ち着きました段階で、イベント等やっていければと思います。鈴木遺跡が小学校の建設に伴って確認されたのが1974年、昭和49年でございますので、2024年がちょうど50周年に当たります。コロナも収まっていれば、そういった周年事業などと絡めた形で、大きいイベントを打っていくというようなことも可能かなと考えてございます。それから、クリアファイルにつきましても、これまで例年行っています遺跡ウォークのようなイベントの際に参加者に差し上げるという形で、多少いつもとは違った形で国史跡化をアピールしていくということを計画しているところでございます。

〇丸山委員

ぜひ様々なところと連携して、鈴木遺跡のアピールをしていただきたいと思います。

〇古川教育長

鈴木遺跡について、ほかの委員の方で何かご意見等、もしありましたら。よろしいですか。

〇三町教育長職務代理者

鈴木遺跡に関わってですけども、国指定化され、本当に良かったなと思います。心からいろいるとご努力に敬意を表したいと思っています。

先ほどの説明の中で、年次計画的なことをおっしゃっていただいて、解説書を作り活用して、令和3年、4年ぐらいのときに保存活用の計画を作り、5年ぐらいで用地の整備という大体のスケジュールをおっしゃっていただいたのですけども、令和11年頃かなと思うのですが、それは市としてのある程度の方向性はもう出ているという理解でいいのか。もちろん財政上の問題とかあって、最終的には市長部局のほうでしっかりと議論していただいて、そして議会でという形になるのかもしれませんけども、そういうタイムスケジュールというのは、どの程度まで明確になっているのか。あるいは、どういうふうに理解すればいいのか、教えていただけたらと思います。

〇小川文化スポーツ課長補佐

おおむね、先ほど課長のほうから報告したタイムスケジュールというのは、国史跡化を目指している段階から固まっていることでございまして、国史跡化することによりまして、補助金等が活用できるということを念頭に置いて、史跡化が達成された後に、その整備を進めてまいります。建物の解体工事には補助金が使えませんので、それは先にやっておくというような段取りは組んでおります。ただ、実施計画や基本設計などにつきましては、実際に行ってみると思いがけない障害があったりしますので、地域の住民の方や市民の方のご意見を伺いながら丁寧に計画を立て

て、皆様の利用しやすく、遺跡の価値を正しく伝えていくことのできる施設として、この保存管理等用地を整備してまいります。最初に申し上げました令和3年度、4年度の保存活用計画の策定というのは、国史跡になった際に文化庁に提出を求められているものでございます。保存管理等用地の整備だけではなく、鈴木遺跡資料館をガイダンス施設として位置づけて、その展示のリニューアルを行うことも含めまして、総体としての計画をまずつくり、その中に位置づけられた保存管理等用地の整備を手順を踏んで進めてまいります。そのように考えると、どうしても令和11年度ぐらいまではかかってしまうというようなことが見込まれるということでございます。

〇三町教育長職務代理者

ありがとうございました。我々教育委員も、以前、前市長との総合教育会議等で鈴木遺跡についての夢を語らせていただいた者として、そうやってある程度方向がちゃんと見えているのであれば、大変うれしいなと思いました。本当にありがとうございました。

〇古川教育長

では、ほかにご意見、ご質問等。

〇山口委員

資料No.1の監査の結果についてです。私もこの資料を見たときに、意見・要望のところで、ちょっと説明不足だな、何があったのかなということは疑問に思いました。先ほどの三町委員とのやりとりで、理解できたところです。青少対に関わってくださっている地域の方々は、もうかなりキャリアが長い方もいらっしゃいますので、独自のルールというか、文化が出来上っているようなところも正直あるかと思います。ただ、公費の使われ方ということに関しては、昨今、市民の目も大分厳しくなってきておりますので、独自ルールというようなことがないように、どの方にも明確に説明できるような透明性のある補助金の使われ方、活動の仕方をぜひ所管の地域学習支援課のほうで監督をお願いしたいと思ったところです。

また、社会環境の浄化活動、青少年の非行防止の活動などといった文言がありますが、そういうのも時代や実情に合っているのかどうか、今の青少対の活動に本当に合っているのかどうかなども含めて、常に点検していただけるようにお願いできればと思いました。本件に関しては要望です。

次も要望ですけれども、公民館と図書館の事業計画についてです。公民館も図書館も、コロナの時代において、新しい活動、新しい在り方というのが求められるということで、様々それに対応しているというお話もしていただきました。

図書館、公民館も、市民に対する広報が重点的な課題のひとつであると書いてあります。実際、新しい公民館や図書館の在り方というのは、現在利用している人たち、今まで利用してくださった人たちを中心につくっていってもらえればと思っているのですが、一方で、図書館、公民館が長い間使っている一部の人だけのものになってはいけないとも思います。公的な施設ですので、

できるだけ市民の方に広く使っていただくことが重要だと思います。例えば、今は公民館だより やポスターなどで広報活動をされていると思うのですが、ふだん公民館に足を運ばない人は、ポ スターを見る機会はないですし、公民館だよりを手に取る機会もないと思います。もちろんホー ムページやメールマガジンなどで発信していただけているのですが、そもそも普段そこに接点が ない方には、情報が届いていないというのが現状だと思います。情報発信の仕方ですが、届いて いない発信は発信していないのと同じというふうに取られかねません。例えば公民館だよりを市 報と抱き合わせで出していくとか、なるべく多くの方に見ていただけるような新しい広報の形を 工夫していただいて、新しい利用者をどんどん発掘していってほしいなというふうに思っていま す。これも要望です。

最後に、これは質問です。資料No.10の寄附の受領についてです。寄附をしてくださった案件で、液晶テレビ2台とテレビ台2台を寄附された方がいらっしゃるということで、大変ありがたいことです。これは個人の保護者の方ですか、地域の方ですか。匿名の方と書いてあるので、ご本人が希望されていないのであれば、公開しなくてもいいと思うのですが、どういった方からこれだけの寄附を頂いたのか、可能な範囲でお聞かせいただけませんでしょうか。

〇市川教育総務課長

こちらの案件につきましては、匿名希望というところで、お名前については、表に出せない形になりますが、団体から頂いております。

〇古川教育長

先ほど、要望が2点ありましたけど、それについてもし何かあれば、よろしいですか。

〇細村地域学習支援課長

先ほどの監査の件でございます。委員ご指摘いただきましたように、こちらといたしましても、 改めて補助要綱ですとか、そちらのほうも含めまして、見直しをしていくよう検討してまいりた いと思います。

〇丸山委員

後援名義についてですけども、31番、32番はオンライン講座となっています。最近、Zoomとかオンラインでも、イメージとしては不特定多数の何十人という単位の人を相手にするようなイメージですけど、中には少数でやっているところもあるようで、実際に31番、32番は、どのくらいの人数を対象にしているのでしょうか。教えてください。

〇市川教育総務課長

まず、31番のスコーレ家庭教育振興協会が実施するオンライン講座は受講定員が60名の設定でございます。それから、32番の小平図書館友の会が行うオンライン講座、こちらについて

は、定員が50人の設定でございます。いずれも、まず事前にお申し込みをいただいて、URL やパスワードの提供というようなものがございまして、当日アクセスするという形になり、この 範囲の中での双方のやりとりも考えられますので、人数の制限がある程度出てくると考えます。

〇丸山委員

あまりにも少ないと、どうかなと思ったのですけども、60名以上でしたら納得です。さらに、この31番に関しては、国分寺地区の方がこの申請をされているのですけど、これは国分寺市教育委員会なども後援しているのですか。なぜ小平市なのかというのは、素朴に疑問に思いましたので、教えてください。

〇市川教育総務課長

31番でございますけれども、頂いております事業計画書につきましては、ある程度国分寺市を中心としながら、小平市、府中市、小金井市、そういったところへも広げた形の範囲を設定して、そこから受講者を集めているというような想定でございます。

〇丸山委員

では、ほかのところの教育委員会も併せて後援しているのを確認しているのですか。

〇市川教育総務課長

こちらにつきましては、我々が審査した段階では、国分寺市、府中市、小金井市といった周辺 市に対しても申請を行っており、手続中であるという情報はいただいているところです。

〇古川教育長

では、以上で事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公 開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時50分まで休憩いたします。

午後3時30分 休憩